

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会代議員選任細則

第1章 総則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会定款(以下、定款)第6条第5項の定めに従い、同法人における代議員の選任に関する手続きを規定する。

第2条 代議員の選任の手続きは、定款に定められたことのほかは、この細則の定めによる。

(選挙権者および被選挙権者)

第3条 代議員選挙が行われる年の9月30日時点で、次の各号のすべてを満たす者を選挙権者とする。

(1) 定款第6条第1項1号に定める正会員

(2) 定款第9条第1項にもとづく退会の手続きの過程に無く、かつ、同第11条による会員資格喪失の事由に当たらない者

2 代議員選挙が行われる年の9月30日時点で、次の各号のすべてを満たす者を被選挙権者とする。

(1) 本細則第3条第1項の全ての要件

(2) 定款第24条による理事または監事、定款第33条による常任顧問、顧問、幹事、特任幹事ではない者

(3) 立候補にあたっては、本細則第15条を満たす者

(定数)

第4条 定款第6条第4項の定めに従い、代議員選挙が行われる年の9月30日時点の正会員数を150で除した数を、当該代議員選挙の定員数とする。ただし、端数は切り上げる。

第2章 組織

第5条 代議員選挙を実施するために、次の各号の委員会を置く

(1) 代議員選挙管理委員会

(2) 代議員候補選考委員会

2 上の第1項に定める各臨時委員会は、代議員選挙が行われる年の9月30日以前に会長が理事会の議決を経て設置する。

3 会長は、上の第2項によって設置された各臨時委員会の任務が完了したことを確認し、理事会の議決を経てこれを解散する。

第6条 各委員会は、それぞれを構成する員数の三分の二をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第7条 各委員会を欠席する者は、書面をもって他の委員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

第3章 代議員選挙管理委員会

第8条 当委員会は、10名以内の正会員で構成する。

2 委員長は1名とし、委員の互選で決定する。

第9条 当委員会は、次の各号を担当する。

- (1) 告示に関する事
- (2) 投票用紙の作成および交付に関する事
- (3) 投票の管理、開票および当選者の決定に関する事
- (4) 立候補の受付に関する事
- (5) 不備、不正等に関する調査を行い、会長に報告する事
- (6) その他代議員選挙の事務に関する事

第10条 当委員会は、選挙が行われる年の9月30日までに、定款第4条に定める方法により、選挙の実施を告示する。

第4章 代議員候補選考委員会

第11条 当委員会は、次の各号により選任された5名以上で10名以内の正会員で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長の中から1名
- (3) 理事の中から3名
- (4) その他若干名

第12条 委員長は1名とし、会長がこの任に当る。

- 2 本細則第11条の規定その他により会長が委員長の任に当たれないときには、本細則第11条(2)により選任された副会長が委員長の任に当る。

第13条 本学会において積極的に活動していると認められる者であって、かつ、本規定第3条の要件を満たす者の中から定員と同数の代議員候補者を選考する。

第14条 代議員候補を選考した場合は、予め本人の承諾を得て、これを代議員選挙管理委員会に通知する。

第5章 立候補

第15条 立候補者は、次の各号の要件を全て満たすことを必要とする。

- (1) 10名以上の正会員推薦人を得る
- (2) 本学会入会后、満3年以上の正会員の期間を有する
- (3) 選挙管理委員会が告示した立候補提出期間内に、推薦人の自署を要する立候補届用紙を提出する

第6章 選挙の実施に関する諸手続

(投票)

第16条 投票用紙等、代議員選挙管理委員会が作成する文書は以下の各号の要件を満たすことを要する。

- (1) 本規定14条によって代議員投票用紙は選考委員会から通知された候補者および第15条による候補者を分けて、それぞれを五十音順に列記する
- (2) 投票に必要な文書は、本規定第3条第1項に定める選挙権者に対し、投票締切日の2週間以上前に発送することを原則とする
- (3) 投票は、候補者の中で適当とする者を指定する方法で行う
- (4) 候補者名簿登載者以外の正会員を別記投票欄に記入することを許可する。ただし、適当とする候補者の合計は本規定第4条に定める定数を超えてはならない

(5) 無記名投票とする

(6) 所定の投票用紙を用いない場合は,その投票を無効とする

(当選者)

第17条 得票数が多いものから順次定数までを代議員とする。

2 得票数が同数の者については,正会員としての期間が長いものをより高順位とする。会員番号が若い方が、正会員の期間が長いものとする。

(結果報告)

第18条 代議員選挙管理委員会は選挙の結果を速やかに理事会および会員に報告する。

第7章 規定の制定,変更または廃止

(制定,変更または廃止)

第19条 本規定の変更または廃止は定款第6条第5項に従い,理事会の議決を要するものとする。

附則

1 この規定は平成22年9月13日より施行する。

2 この細則における会員の期間には,この法人の基礎となる任意団体たるプロジェクトマネジメント学会(東京都港区新橋5丁目12番9号ABCビル2階)の会員期間を含める。